

商品のご案内 新すまいRoom保険A

家財の補償

自身の大切な家財に損害が発生した場合のサポート

次のような事故によって家財に損害が生じた場合、保険金をお支払いします。



1 火災



2 落雷



3 破裂または爆発



4 給排水設備に生じた事故又は他人の戸室で生じた事故による水漏れ



5 風災・ひょう災・雪災



6 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊



7 騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議



8 家財の盗難



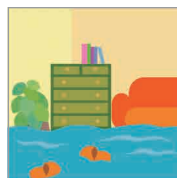
9 通貨の盗難



10 預貯金証書の盗難



11 いたずら



12 水害

賠償責任の補償

貸主様や第三者へ損害を与えてしまった場合のサポート

次のような事故によって法律上の賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。



家主様向け

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより居住する住宅が損壊した場合で、お客様が貸主に対して法律上の責任を負った場合、その賠償責任を補償します。



第三者向け

居住する住宅の使用または管理に起因する偶発的な事故、日本国内での日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合その賠償責任を補償します。

費用保険金等

住宅内での様々なリスクに対して、幅広くサポート

以下は費用保険金等の一部を抜粋してご紹介しております。
全ての費用保険金等の詳細は、次ページをご確認ください。

家財の損害にともなう費用保険金等		保険金をお支払いする場合	1事故につき、お支払いする保険金の限度額等
 持ち出し家財保険金		一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で前頁①～⑧の事故によって損害を受けた場合	50万円または、保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度 ※貴金属等の場合は1個(組)ごとに、30万円を限度
 臨時費用保険金		前頁①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金の5% 30万円を限度
 緊急避難費用保険金		前頁①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	損害保険金の5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用
住宅や設備の修理、交換にともなう費用保険金		保険金をお支払いする場合	1事故につき、お支払いする保険金の限度額等
 修理費用保険金 ※死亡事故にともなう修理費用保険金は、以下の「万一の死亡事故に備えた費用保険金」欄をご確認ください。		前頁①～⑥、⑧～⑪の事故により住宅に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります。	100万円を限度
 水道管等修理費用保険金		凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	10万円を限度
 洗面台交換費用保険金		住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	100万円を限度
 ガラス交換費用保険金		住宅のガラスが破損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合(熱割れによる破損を含みます。)	100万円を限度
 便器交換費用保険金		住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	100万円を限度
 浴槽交換費用保険金		住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	100万円を限度
万一の死亡事故に備えた費用保険金		保険金をお支払いする場合	1事故につき、お支払いする保険金の限度額等
 修理費用保険金 ※死亡事故に伴う修理費用保険金		住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者の法定相続人が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります	50万円を限度
 遺品整理費用保険金		住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	30万円を限度

家財保険

保険金等の種類	保険金等をお支払いする場合	お支払いする保険金等の額	保険金等をお支払いできない主な理由	
損害保険金	①火災	損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 (1個(組)ごとに30万円限度)	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ 	
	②落雷			
	③破裂または爆発			
	④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ			
	⑤風災・ひょう災・雪災			
	⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊			
	⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			
	⑧家財の盗難	家財	損害額：1事故につき50万円を限度 貴金属等は1個(組)ごとに30万円限度	<ul style="list-style-type: none"> 家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。 持ち出し家財である自転車の盗難 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
	⑨通貨の盗難	通貨	1事故、1世帯ごとに20万円を限度	
	⑩預貯金証書の盗難	預貯金証書 盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合	1事故、1世帯ごとに200万円を限度	
⑪いたづら	第三者によるいたづらにより家財が損害を受け、所轄の警察署で被害届が受理された場合	1事故につき30万円を限度		
⑫水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度		
	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	保険金額×10%：1事故60万円を限度		
	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	保険金額×5%：1事故30万円を限度		
持ち出し家財保険金	家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の放射性放射または放射能汚染など 	
	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑧の事故によって損害を受けた場合	1事故につき50万円または保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度 ※貴金属等の場合は1個(組)ごとに30万円を限度		
臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金がお支払われる場合	損害保険金×5% 1事故につき30万円を限度	〈洗面台交換費用保険金〉 洗面台以外(洗面ボウルと一体化していない鏡、収納器具、照明器具、水栓器具等)の破損または汚損	
修理費用保険金	上記①～⑥、⑧～⑪の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者(住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人)が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限りです	実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度	器具内部の破損または汚損	
水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	実費：1事故につき10万円を限度	詰まりによる破損または汚損 など	
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半焼以上になった場合 b. 家財が全焼した場合	保険金額×5%	〈便器交換費用保険金〉 便器、便座、便ふた、タンク以外の破損または汚損	
ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度	器具内部の破損または汚損	
ピッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたづらにあり、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度	詰まりによる破損または汚損 など	
残存物清掃費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金がお支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度	〈浴槽交換費用保険金〉 浴槽以外(洗い場、換気扇、浴室乾燥機、ドア、鏡、収納器具、照明器具、水栓器具等)の破損または汚損	
近隣見舞費用保険金	上記①・③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度	器具内部(浴槽のエプロンカバーの内部を含む)の破損または汚損	
緊急避難費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金がお支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用	詰まりによる破損または汚損 など	
洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	器具内部(浴槽のエプロンカバーの内部を含む)の破損または汚損	
ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合(熱割れによる破損を含みます。)	実費：1事故につき100万円を限度		
便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	詰まりによる破損または汚損 など	
浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	実費：1事故につき30万円を限度		
損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用	実費		

※1事故において、全ての保険金(損害防止費用を除く)の合計が1,000万円を超える場合には、1,000万円を限度にお支払します。また、貴金属等以外は再調達価額、貴金属等は1個(組)ごとに30万円を限度とし、時価額基準でお支払い致します。

賠償責任保険

保険金等の種類	保険金等をお支払いする場合	限度額	保険金等をお支払いできない主な理由
賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額 (法律上の賠償責任の額) 1,000万円を限度	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者や被保険者の故意 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 被保険者と同居する者に対する賠償責任など

※1事故においてお支払する保険金は1,000万円を限度とします。